

録音反訳方式の運用について

平成10年3月12日

長野地方裁判所管内裁判官申合せ

長野地方裁判所における録音反訳方式の運用については、下記のとおりとする。

記

第1 基本指針

- 逐語調書作成の要否等については、裁判体が、事件内容、供述内容等に照らして個別的に判断するものであるが、録音反訳方式の利用に当たっては、同方式が基本的には速記方式に代わるものとして、逐語録需要に応えるための方策であることを踏まえて、適切な運用を図るものとする（特に「特急制度」は、真に必要なときのみ利用する。）。
- なお、安易な録音反訳方式の利用は、書記官の要領調書の作成を中心とした公証官としての基本的役割をおろそかにし、その能力の向上を妨げる恐れがあることも十分留意する。
- 逐語調書作成の要否の判断に際しては、民事においては要領調書、民事訴訟規則第68条（録音テープ等による記録化）等との、刑事においては要領調書、要旨調書との使い分けに十分留意する。
- 録音反訳方式を利用する場合には、争点を明確化し、逐語調書の必要性及び同方式を利用する場合の証拠調べにおける留意点について代理人、弁護人等と事前に十分打合せをする。
- 書記官は、録音反訳方式の利用に当たって、事務処理の効率化に一層努めるとともに、審理充実事務の強化及び進行管理事務等の改善を念頭においた事務処理を行うものとする。

第2 逐語調書の利用基準

1 民事事件

- (1) 要領調書は、争点に沿った的確な記録化が必要な尋問について作成するものであり、争点が明確で、事実関係がさほど複雑でない事件（例えば、契約型の事件）がこれに該当する。
- (2) 逐語調書を作成する基準の参考例としては、次のようなものがある。
- ア いわゆる特殊不法行為訴訟等に見られるような微妙な事実の経過態様自体が問題になる尋問
- イ 供述内容が専門的、技術的にわたる尋問（医師、鑑定士等の専門家の尋問）
- ウ 多岐にわたる争点に関する詳細な尋問
- エ 事実認定上、供述自体の信用性の評価が大きな意味を持つ尋問
- オ その他、医療過誤事件、公害事件、証券等取引事件、行政事件、労働事件、知的財産権事件等における尋問で、供述内容が複雑で詳細な調書を必要とすると裁判体が判断した場合
- (3) 主尋問において逐語調書を作成した場合には、原則として、反対尋問においても逐語調書を作成する。

2 刑事事件

- (1) 逐語調書を作成する基準の参考例としては、次のようなものがある。
- ア 次の各号に該当し、供述内容が複雑で詳細な録取を必要とする供述
- ① 否認事実を直接立証する供述
 - ② 間接事実が重要な事件における当該間接事実に関する供述
 - ③ 鑑定その他専門的、技術的供述
 - ④ 事件の成否に影響を及ぼす任意性、信用性に関する供述
 - ⑤ 犯罪の不成立又は刑の減免に関する供述
 - ⑥ 社会に大きな影響を与えた事件又は重罪事件で、量刑に重要な影響を及ぼす供述
- イ 共助事件及び第1回の公判期日前の証人尋問（刑事訴訟法179条、2

26条, 227条参照)

ウ その他, 上記に準ずるもので, 裁判体が相当と判断した場合

- (2) 主尋問において逐語調書を作成した場合は, 原則として, 反対尋問においても逐語調書を作成する。
- (3) 公安事件等における訴訟関係人の申立て及び陳述並びに付審判請求事件, 再審請求事件等の事実調べにおける供述についても, 裁判体が相当と判断した場合は, 逐語調書を作成する。

付 則

(略)